

医療費負担を軽減する ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品ってなに？

- 特許期間が終了した新薬と同じ有効成分・効用で作られる後発薬です。 → 法律により、新薬と同じ品質を保つことが義務付けられています。
- 製品によっては、新薬と比べ大きさや味が工夫されています。
- 開発費用が少ないため、新薬の約2割～7割程度の価格で販売されています。

ジェネリック医薬品を利用することで、窓口での自己負担が抑えられるだけでなく、医療費の節減にもなるため、組合員が納める掛金の増加を抑えることにも繋がります。

ジェネリック医薬品差額通知で医療費を確認しよう

ジェネリック医薬品差額通知では、調剤薬局等で処方される新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせしています。ぜひ、この機会にジェネリック医薬品へ切り替えの検討をお願いします。

通知対象者

比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、切り替えた場合に
1か月の自己負担額が300円以上減額になると見込まれる組合員及び被扶養者の方。

送付時期

令和4年10月下旬 通知対象者のご自宅に送付します。

栃木県市町村職員共済組合	本人	令和4年〇月〇日交付
組合員証	(組合員)	
記号 899	番号 〇〇〇〇 (枝番) 00	
氏名 共済 太郎	性別 男	
生年月日 平成〇年〇月〇日		
資格取得年月日 令和〇年〇月〇日		
発行機関所在地 栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号		
保険者番号 32090417	発行番号 0××××××	
名称 栃木県市町村職員共済組合	印	



保険証にジェネリック医薬品希望シールを貼ることで、意思表示することができます。ジェネリック医薬品差額通知に同封していますので、ご活用ください。